

2016年8月30日

会社分割に関する異議申立の結果について

第一生命保険株式会社（社長：渡邊 光一郎）は、当社の持株会社体制への移行における会社分割に関し、本年6月27日から8月10日までの間、ご契約者さまからの異議申立を受け付けましたので、その結果をお知らせします。

ご契約者さまからの異議申立は、保険業法第173条の4第6項において定める割合を超えておらず、会社分割は無効となりませんでした。

<異議申立の結果>

（1）ご契約者さまの数

①異議申立期間内に異議を述べたご契約者さまの数	28名
②異議申立の対象となるご契約者さまの総数	7,970,831名
③割合（①／②）（※1）	0.0004%

（2）債権の額に相当する金額（※2）

①異議申立期間内に異議を述べたご契約者さまの保険契約に係る債権の額に相当する金額	124百万円
②異議申立の対象となるご契約者さまの保険契約に係る債権の額に相当する金額	27,445,271百万円
③割合（①／②）（※1）	0.0005%

なお、その他の債権者については、異議申立はございませんでした。

（※1）割合については、小数第5位を四捨五入しています。

（※2）債権の額に相当する金額については、百万円未満を切り捨てて表示しています。

以上